

# 【医薬品・医薬部外品・化粧品製造業許可に係る変更届出要領】

## 1. 変更届出事項

製造業者は、次の事項を変更したときには**変更の生じた日から 30 日以内**に変更届を提出する必要があります。

(FD申請様式：医薬品 B41、医薬部外品 B42、化粧品 B43)

- ①製造業者の氏名又は住所
- ②製造所の管理者又は責任技術者の氏名又は住所
- ③業務を行う役員の氏名（法人の場合のみ）
- ④製造所の名称
- ⑤製造所の構造設備の主要部分
- ⑥他の区分の製造業許可を受けた場合、又はその製造所を廃止した場合は、当該許可区分及び許可番号

## 2. 注意事項及び添付資料等

① 製造業者の氏名及び住所 注1 注4	登記簿謄本（法人の場合）
② 製造所の管理者又は責任技術者の氏名又は住所 注4	変更後の製造管理者（責任技術者）の資格を証する書類 変更後の製造管理者（責任技術者）の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ※製造管理者（責任技術者）の改姓の場合は、戸籍謄（抄）本
③ 業務を行う役員の氏名 注2 注4 （法人の場合のみ）	変更後新たに業務を行う役員となる者について、疎明書類 （医師の診断書でも可。） 登記簿謄本（法人の場合） 変更後の組織図又は業務分掌表
④ 製造所の名称 注4	（特になし）
⑤ 製造所の構造設備の主要部分 注3	変更後の構造設備の概要一覧表 変更前後の内容が明確に分かる説明資料（新旧対照表等）
⑥ 他の区分の製造業許可又は登録を受けた場合、又はその製造所を廃止した場合は、当該許可区分及び許可番号若しくは登録番号 注4	他の種類の製造業許可証の写し又は廃止届書の写し若しくは製造業登録証の写し

(注1) 会社の解散や合併等で会社が消滅する場合は、新規許可申請が必要となります。

有限会社から株式会社への変更は、変更届の提出でかまいません。

(注2) 変更前・変更後の業務を行う役員はそれぞれ全員記載してください。

(注3) 変更前の構造設備の資料については、変更内容の変更前の欄に「令和〇年〇月〇日変更届のとおり」等と記載することにより、変更前の図面等の添付は不要です。

また、外部試験検査機関の利用状況に変更があった場合も変更届の提出が必要ですのでご注意ください。

(注4) 変更前・変更後の内容がわかる新旧対照表を添付してください（様式自由）。

## 3. 提出部数

**正本 1 部（代表者印を押印したもの）** 及び **FD又はCD-R**（申請書の電子データを記録したもの）

※申請者において収受印が必要な場合は、上記部数とは別にもう 1 部ご持参ください。

なお、申請の際は、申請者側で必ず変更届書の控えを作成し、保管しておいてください。

※申請書作成にあたっては「医薬品等電子申請ソフト（FD申請ソフト）＜2019年4月版以降のもの＞」をご利用ください。

「FD申請ソフト」配布先ホームページ（無料配布） <https://web.fd-shinsei.go.jp/>

【※平成 29 年 3 月 6 日よりアドレスが変更されましたのでご注意ください。】

## 4. 提出先・問い合わせ先

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課製造指導係

（松山市一番町四丁目 4 - 2、県庁第一別館 2 階）

TEL 089-912-2392（直通） / FAX 089-912-2389

E. Mail yakumueisei@pref.ehime.lg.jp 【※平成 28 年 10 月よりメールアドレスが変更されました。】

※届出書を提出する際は、必ず事前に電話連絡をしていただくようお願いします。